

改正

令和5年6月12日条例第14号

知立市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である知立市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚し、議員に対して、正当な理由なく、その地位による影響力を行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準の遵守等)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益追求をその指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という。）が行う許可、認可、指定等又は請負（地方自治法第92条の2に規定する請負をいう。次条第1項において同じ。）その他の契約に関し、特定の個人又は法人若しくは団体等を推せんし、又は紹介するなどその地位を利用して、不正にその影響力を行使しないこと。
- (4) 政治活動に関し、企業又は団体から、政治的又は道義的な批判を受けるような寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、また同様とする。

(5) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 市等の職員の採用、昇格又は人事異動に関し、特定の個人を推薦し、若しくは紹介し、又はこれらの人事に介入しないこと。

2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑をもたれ、政治的又は道義的な批判を受けたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明するよう努めなければならない。

(市に対する請負等に関する遵守事項)

第4条 次の各号に掲げる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市との間の請負又はその下請若しくは再委託（第1号において「請負等」という。）に関する契約をしないこととし、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときは、この限りでない。

(1) 議員の配偶者、二親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業（各会計年度において支払を受ける請負等の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額を超えない企業及び次号に該当する企業を除く。）

(2) 議員が役員をし、又は実質的に経営に関与する企業

2 前項第2号に規定する「実質的に経営に関与する企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が定期的に報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業

(3) その他議員が実質的に経営に関与していると認められる企業

(審査の請求)

第5条 市民及び議員は、前2条に掲げる政治倫理基準及び市の工事等に関する遵守事項（以下「遵守すべき基準」という。）に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては地方自治法第18条に定める選挙権を有する者30人以上、議員にあっては議員定数の12分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、知立市議会議長（以下「議長」という。）に審査の請求をすることができる。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条の規定による審査の請求を受けたときは、知立市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

- 3 委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 4 委員長の選任その他審査会の運営に関する事項は、知立市議会委員会条例（昭和45年知立市条例第5号）の規定の例による。
- 5 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査の結果を報告したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（審査会の審査）

第7条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、遵守すべき基準に違反する行為の存否について審査する。

- 2 前項の場合において、審査会は、審査の対象とされた議員に対する事情聴取、資料の請求その他必要な調査を行うことができる。

（審査結果の報告、公表等）

第8条 審査会は、前条第1項の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を速やかに報告しなければならない。

- 2 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、第5条の規定による審査を請求した代表者及び審査の対象とされた議員に対し、速やかに審査の結果を通知し、その概要を公表しなければならない。

（審査結果の措置）

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するために、次に掲げる措置を講じることができる。

- （1）議員の辞職勧告決議の調整
- （2）この条例の規定を遵守させるための警告
- （3）その他議長が必要と認める措置

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月12日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。